

行政監査の結果

社会福祉法人福祉楽団に対する監査

実施されませんでした。

特別養護老人ホーム杜の家に対する監査

実施されませんでした。

特別養護老人ホーム杜の家やしおに対する監査

実施日	2012年3月21日
根拠法令	老人福祉法 第18条第2項及び 介護保険法第24条第1項
実施官庁	埼玉県福祉部福祉監査課
実施場所	書面のみ
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	回 答 欄
入所検討委員会による順位決定に公平性・中立性が保たれるよう、委員として第三者委員を加えること。	当施設では、平成14年8月7日老計発第0807004号通知も踏まえ入所判定に関する規定を定め、その公平性と中立性を保つよう努めております。その規程により入所判定会議は、「施設の長、部長、課長、その他施設長が必要と認める者で構成するものとし、看護師及び介護福祉士、社会福祉士、栄養士の資格を有する者が出席するものとする」と定めており、各専門職がその専門性に基づき、公平、中立に入所の必要性を検討することとしています。なお、第三者委員が入所判定会議に出席することについては、法人の評議員も兼ねている第三者委員が入所判定会議に参加することが、第三者としての公平性と中立性を保つことに繋がるのかどうかも含め、法人内において検討を続けさせていただきます。
勤務表について、加算要件である常勤専従の機能訓練指導員が看護職員として看護部門に一体的に記載されているので改めること。また、医師、ユニットリーダーを明確に定めること。	<ul style="list-style-type: none">・機能訓練指導員について 機能訓練指導員となる看護職員は、機能訓練指導加算の算定要件となる配置基準に則り、看護職員とは別に機能訓練指導員として算定し配置しています。・医師について 嘱託医として、内科医が週に1回、精神科医が月に2回、施設内入居者に対し回診するよう配置しています。・ユニットリーダーについて 各ユニット毎に合計11人のユニットリーダーを配置しています。 今回提出した勤務表には、運営上の利便性を考慮し、職種名、医師名等については特段明記がなかった為、次回より提出書類には配置している各職種の記載を追加するよう対応致します。